

# 5 給付基礎日額及び保険料について

## (1) 給付基礎日額について

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、局長が承認した額が給付基礎日額となります。

なお、決定された給付基礎日額は、毎年6月1日から7月10日までの間に変更の申請をすることができます。その場合には、「給付基礎日額変更申請書」を提出していただくこととなります。

## (2) 保険料について

特別加入者の保険料については、保険料算定基礎額にそれぞれの事業に定められた保険料率（別表3参照）を乗じたものとなります。

なお、年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします。）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出することとなります。

別表2 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年 間 保 険 料 年間保険料＝保険料算定基礎額×保険料率	
		(例1) 建設の事業の場合 保険料率19/1000	(例2) 個人タクシー業者の場合 保険料率14/1000
20,000円	7,300,000円	138,700円	102,200円
18,000円	6,570,000円	124,830円	91,980円
16,000円	5,840,000円	110,960円	81,760円
14,000円	5,110,000円	97,090円	71,540円
12,000円	4,380,000円	83,220円	61,320円
10,000円	3,650,000円	69,350円	51,100円
9,000円	3,285,000円	62,415円	45,990円
8,000円	2,920,000円	55,480円	40,880円
7,000円	2,555,000円	48,545円	35,770円
6,000円	2,190,000円	41,610円	30,660円
5,000円	1,825,000円	34,675円	25,550円
4,000円	1,460,000円	27,740円	20,440円
3,500円	1,277,500円	24,263円	17,878円

(注) 年間保険料の額は、その年度における保険料算定基礎額の総額に千円未満の端数が生じるときは端数を切り捨てた額に保険料率を乗じて計算しますので、給付基礎日額3,500円の場合には、特別加入者1人当たりの年間保険料の額が別表2に掲げる額と異なる場合があります。

別表3 第2種特別加入保険料率表

特 別 加 入 の 種 類	料 率
自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業	14/1000
建設の事業	19/1000
漁船による水産動植物の採捕の事業	46/1000
林業の事業	52/1000
医薬品の配置販売の事業	7/1000
再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業	13/1000
船員法第1条に規定する船員が行う事業	50/1000